

(議長)

会議を再開いたします。

健康推進課所管予算並びに関連議案について、一括、補足説明を求めます。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

おはようございます。

それでは、健康推進課が所管している予算について、まず説明いたします。

初めに一般会計について、予算資料でご説明いたします。

民生費でございます。9ページをお開き下さい。87、88、10ページ95、96、105、106、114、132の8事業が当課所管でございます。

106番、国民年金関係法令改正に係るシステム改修は、新規事業でございます、全額国庫支出金でございます。

132番、子育て応援券交付事業でございます。3年度は、月額を5千円に増額し、交換できる項目を、ベビーフードなどを加える予定としております。対象者数の減少により、予算額は2年度とほぼ同額となっております。

他の事業につきましては、前年度同様の事業でございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、民生費でございます。11ページ、141から149、151から170までの29事業でございます。

成人保険に関する各種健診や、健康づくりに関する事業名を整理しまして、No.160から163の4事業といたしました。事業内容予算額に大きな変更はございません。

145番、脳疾患救急搬送特別支援補助でございます。2年度は、脳神経外科クリニック所有の救急車更新費用を上ノ国町、厚沢部町、乙部町と当町4町で、等分の補助をいたしまして、本年2月に納車されたところでございます。3年度からは、例年通りの補助額となっております。

次に、146番、地域医療連携推進法人、南檜山メディカルネットワーク負担金でございます。2年度に法人が設立し、2年度負担金は12月定例会で補正させていただきました。3年度の事業計画としましては、医療従事者や事務職の合同研修、町民向けの講演会の開催、現状の把握、課題分析、検討を行っていく予定でおります。負担金額は、1法人15万円で、2分の1が道支出金でございます。

153番不妊治療費助成でございます。2年度は、道補助金額を差し引いた額の2分の1を、上限15万円で補助しておりましたが、3年度からは、道補助金額を差し引いた額を、上限15万円の範囲内で補助する事といたしました。

次に、167番、インフルエンザ予防接種支援でございます。2年度は、新型コロナウイルス感染症、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症との鑑別診断が

必要となる医療機関への負担軽減を図る事を目的として、65歳以上の高齢者と中学3年生以下の接種を無料とし、町外医療機関での接種も助成対象といたしました。3年度は、新型コロナウイルスワクチン接種が開始する事や、南檜山管内において、発熱患者の受診ルールができた事を踏まえ、高齢者においては一律1,800円の助成、乳幼児等においては、任意接種の2回目を全額助成とし、町外の医療機関で接種した費用も対象として参ります。

次に、新規事業であります。2つあります。

1つは、新生児聴覚検査費用助成でございます。ナンバーは、152番の母児保険（妊娠出産期支援）になります。新生児聴覚検査は、聴覚障害を早期発見、早期治療、療育し、音声言語発達への影響を最小限にする事を目的としており、費用は保険適用外でありますので、1次検査費用の全額を助成いたします。予算額は20万3千円で、事業総額304万4千円の中に含まれております。

2つ目は170番、健康管理システム導入でございます。国では、個人の健診結果等の健康情報を電子記録として、本人や家族が正確に把握するというPHR（パーソナルヘルスレコード）の考え方が広まってきている事、マイナポータルを活用して、予防接種履歴、乳幼児健診結果、特定健診の結果等を個人で管理する仕組みも順次スタートしている事などを踏まえ、健康管理システムを導入する事といたしました。これにより、町民の健康情報を一元化し、経年データの管理を行う事で、町民が自分自身の健康情報を正しく把握できる体制の整備等ができるだけでなく、予防接種業務等の管理の強化や、業務分析、見える化の推進を目指すものでございます。他の事業につきましては、例年通りですので、説明は省略させていただきます。

次に、国民健康保険費特別会計の予算について、ご説明します。予算資料、1ページをご覧ください。予算の歳入歳出総額は、3億5,534万9千円で、720万1千円の減となりました。詳細につきましては、26ページの予算構成表をご覧くださいと思いますが、減額になった主な理由は、被保険者数の減少等による、保険給付費、国民健康保険事業費、納付金の減でございます。国保事業におきましては、適正な事務の遂行、医療費適正化に向けた事業の推進と各種保険事業を実施し、町民の健康意識の底上げに努めて参ります。

次に、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。1ページにお戻り下さい。予算の歳入歳出総額は、1億3,496万3千円で、391万5千円の増でございます。詳細は32ページをご参照下さい。増額になった主な理由でございますが、被保険者数の増加等による、後期高齢者納付金の増額によるものでございます。後期高齢者医療は、広域連合と町が事務分担をしておりますが、今後も広域連合と連携し、適切な制度運営ができるよう努めて参ります。

予算の説明は、以上です。

次に、議案の説明をいたします。

議案第18号、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について説明いたします。定例会資料25ページ、新旧対照表をご覧ください。オンライ

ン資格確認の運用が令和3年3月末から医療機関及び薬局等で開始されます。従来、医療機関等窓口で被保険者証を提示し、目視、手入力での資格確認から、マイナンバーカードをカードリーダーへかざし、読み取りによる資格確認に変更となります。今後、重度医療及びひとり親受給者医証を提示の際、一連の資格確認取扱いが変更となる事により、第7条の受給者証の提示について、新旧対照表のとおり改正するものでございまして、交付の日から施行いたします。なお、オンライン資格確認の運用が開始されても、従来通りの被保険者証での資格確認を行う事ができる事を申し添えます。

次に、議案第21号、江差町医師研究資金貸与条例の一部改正について、ご説明いたします。定例会資料No.2、148ページ、資料31、新旧対照表でご説明いたします。

当事業は、道立江差病院の医師確保地域医療の確保機能維持を目的として、平成25年度から行っており、過疎地域自立促進特別処置法のソフト事業を活用し、条例の効力を特措法と連動させて運用しておりました。特措法は、令和3年3月31日で期間が失効いたしますが、道立江差病院は、南檜山圏域の地域センター病院であり、地域医療の機能維持のためには、医師確保は重要な課題であり、特措法の期間が失効しても、事業の継続は必要である事から、附則の第2項を削除するものでございます。なお、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

議案第22号、江差町国民健康保険条例の一部改正について、説明いたします。定例会資料、No.2、149ページ、新旧対照表をご覧ください。令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が成立した事による、国民健康保険条例における、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形に一部改正をすることでございます。条例附則第3項における、新型コロナウイルス感染症の定義を新旧対照表のとおり改正いたします。この条例は、交付の日から施行いたします。

以上、説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

(議長)

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

2点、お聞きします。予算資料の170で、新規事業の説明がありました。健康管理システムの導入です。我々の健康管理に十分に、資するという、そういうシステムだろうなと思っておりますが、資料要求出来なくて、口頭で3点お聞きします。申し訳ありません。

それで、健康情報を一元化するという事になります。その対象、その情報の対象の範囲、教えていただければなと思っております。

それから、2つ目に金額も大きな金額になっております。契約しますが、この種のもの、一般的な建築物購入とまたちょっと違いますのでね、プロポーザルでしょうかね。それを教えて下さい。どういうふうになるのか。本当に、こういうシステムは、江差町内でも

いろいろな物が今入っております。それを、内容評価をするつたら本当に大変な知識が必要かなと思うんですが、もしプロポーザルだとしたら、その提案されたものですね、どういうふうに評価するのか。改めて、この場で、健康推進課の部分で、どういうふうになっているのかなという事でお聞きしたいと思います。

この点、最後ですが。予算書を見ますと、利用料が年間120万円だったかな。リースでしょうかね。良くわからないんですが、どういうシステムなのか。リースのようなふうにするすると、普通この種のものって何年契約とか、4年とか5年とかですね。そこら辺も、新規事業ですので、資料こそないので、普通だったら、事前にしっかりと資料出しているのが、本筋でなかったのかなあなんて思いますが。教えて下さい。

それから2つ目。予算資料で言いますと、継続事業ですが、141番の看護師等、養成学校で資金の貸し付けですね、奨学資金。それで、今現状ですね、教えていただきたいと思うんです。道立江差病院に限らず、看護師の確保というのは本当に厳しい。かつてないぐらいの状況かなと思います。我々で言うと、本当に道立江差病院というふうになっちゃうんですけれども、そうすると、まず今、看護学院の生徒さんの状況、改めて、今どうなっているのか。この江差町の貸し付けという事が、しっかりと生きたもので動いているのかなという前提で、お聞きしたいと思うんですが。おさらいすると、あそこ入学定員が40人ですから3学年で120人ですか。それで、想定員が120人の名で、今、どうなっているのか。現状ですね、それから、卒業後がどんなふうになっているのか。江差町として、課として、おさえている部分で教えていただきたいなと思います。

以上です。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」

まず、1点目の健康管理システムの関係でございます。対象範囲はという事でございますが、子供から大人まで、健診や訪問等の保険事業や、その他、訪問等の結果を入力して、それらが経年的に可視化できて、次の保険事業に生かしていけるようなというシステムとなっております。

2つ目の契約の関係なんです、こちらの方は、住基との連動が必要になってきます。ですので、総合行政システムの連携という事を考えて、随意契約の方向で進めたいなと、いうふうに思っております。

3つ目の年間120万程度というところのご質問ですが、今回、計上させていただいているのは、買取の予算で計上をさせていただいております。年間の使用料は、パッケージの利用料と保守料と、サーバーの利用料という形で120万というふうになっております。

2つ目の看護学校の関係でございます。まず、道立の高等看護学校の入学生等の状況という事ですが、令和2年度の状況を申しますと、40名合格しておりますが、入学したのは19名です。私の方で持っている数字、途中でリタイヤされる学生さんもしらっしゃる

ので、はっきりは、正確ではないかも知れないですが、3学年で60名弱と思います。

卒業生の状況という事ですが、元年度の卒業生、いわゆる2年度4月1日から就職をされたという方の状況でご説明します。元年度卒業生は24名おります。この中の就職の状況という事ですが、医療法人や厚生連、独立行政法人、社会事業協会等々の医療機関にお勤めされた方が13名、公立の医療機関にお勤めされた方が4名、道立にお勤めされた方が4名、未就業というんですか、働いていない方が3名というふうにおさえております。道立の4名のうち、3名は、当事業、看護師等養成の就学資金の貸し付けを受けていた方になります。

(議長)

はい。いいですね。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

1点目の健康管理システムの件なんです、最後の方の利用料の120万円、パッケージ、システムを入れる、機械に入れる、パッケージで120万円の利用料と、ですから、これは1回分、1回、来年以降はこの部分は出てこない。その点ですね。私、他の事例、他の自治体の事例いろいろ見て、同じものなのか、ちょっと違うかわかりませんが、普通、その何年かリース的な形でですね、リースかどうかは別として、3年、4年、5年と、だから、本当にこういうものって高くつくんだけど、それが1つですね。

それから、その前の契約ですけれども、随契、本当にこれ健康推進課だけじゃないんですけれども、あらゆる課に相当のものが、こういう情報システムというか、情報管理のものが入っていて、何かと関連あるから、今、何か、住基、住基ネットとの関係、で随契という話でしたけれども、どうしても随契にしなきゃなんないですかね。健康管理システムは、今数多ありますよね、会社。本当に簡単ですからこれ。ノウハウそのものは。ですから後機械に入れればいいだけの話であって。数多ありますよ。調べてみたら、金額がね、全然違うんですね、自治体によってね。もちろん人口だとか、今言った、その対処範囲、先程、課長からは、教えてくれなかったけれども、何々何々何という部分がね、どこまで入っているか、人口がどうだとか違いますので、だけど、デジタルデータですからね、あんまりそんなの関係ない。だから、随契でいいのかのと、その財政課と、基本的に財政課と協議しての契約システム、江差町に財務規則であります。契約のやり方については、きちっと、国の法律に基づいて、江差町の財政条例に基づいてきちっとなっていますが、結果的に随契だという事で、判断なのか、どちらか、もう1回、この点について教えて頂き

たいと思います。

はい。以上です。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」

利用料の120万の件ですけれども、こちらは年間になりますので、月額11万程度ですかね。数字を12か月掛けていくという形になります。なので、毎年掛かっていく事に、来年以降もかかっていく形に。いただいている見積もりでは、同額掛かっていくという事になっております。

随契に関してですけれども、今、マイナンバーとの関係も出てきますので、やはりそれを考えますと、行政システムとの連携は絶対かなというふうに、当課としては考えておりますので、今の現状としては随契でいきたいというふうに思っております。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

ちょっと待って。

財政課、そういう方向でいくんですか。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

ただ今、健康推進課長からもございましたが、今、この健康管理システム1社特命随契という形で、進めていく事になろうかと思いますが、これは、財務規則もそうですが、地方自治法施行令の方で、随意契約をできる要件というのがございます。その中で、その業者しかできないと、特殊性をもっていると。それに該当するという事で1社随契でございます。その特殊性と言いますのが、やはり基幹システムに繋ぐと。これは、住民記録を扱っているシステムでございますので、そうそう他業者に、そういう情報管理もございませし、他業者のシステム繋いで何か不具合があったら、それこそ大変な状況になる訳でございますので、財政課としては、そういった要件に合致するという事で、1社特命随契、これは該当するという事で進めていただくという、そういう財政課としては認識でございます。

(議長)

はい。いいですか。

はい。他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、健康推進課所管予算並びに関連議案についての質疑は終了いたします。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 10 : 48

再開 10 : 50